

2021年2月5日

逗子市

## 逗子市内公共施設等の臨時休館について

緊急事態宣言の発出に伴い、令和3年2月4日（木）に第2回逗子市新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、市の取組方針を決定しました。

緊急事態宣言の対象期間中、既にチケット等が販売済であるものを除き、市民利用施設は原則休館としました。利用できる場合であっても、原則午後8時までの利用とします。

なお、休館期間については、今後の状況によって変更となる場合があります。

### 【付属資料】

資料1 新型コロナウイルス感染症に係る逗子市の取組方針

資料2 公共施設の運営状況一覧

#### 本件送信元

経営企画部企画課広聴広報係 仁科・西

電話：046-873-1111 内線 316

逗子市新型コロナウイルス対策本部会議については

経営企画部防災安全課 島貫・佐藤

電話：046-873-1111 内線 307、333

各施設の運営状況については各問い合わせ先まで